

議案第20号 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、令和4年10月1日より、子どもはぐくみ医療費助成事業の対象年齢を現在の「15歳に達する日以後の最初の3月31日まで」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に対象を拡大するとともに、成人年齢を引き下げる民法改正を受け、助成対象者の定義の改正等を行うもの。

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第8号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を<u>その保護者に</u>助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に<u>監護する者</u>をいう。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を_____助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に<u>監護し、又は扶養する者</u>をいう。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 対象子どもに医療保険各法の規定による保険料又は地方税法</u></p> | <p>削る</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p> |

(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を納付する義務がある場合その他市長が特に必要があると認める場合は、当該対象子どもを助成対象者とすることができる。